

第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月5日(火) 午後2時00分から午後2時52分
2. 開催場所 立花市民ホール
3. 出席農業委員(22名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 利通 | 3番 | 松尾 健一 |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | | | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | 8番 | 大坪知美子 | | |
| 10番 | 仁田原一太 | 11番 | 稲葉 初男 | 12番 | 入江 保生 |
| 13番 | 高山 和典 | 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔 | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | 24番 | 國武 覚 |

4. 出席最適化推進委員(12名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 平井 照也 | 6番 | 中島 敏彦 | 10番 | 下川 栄一 |
| | | 14番 | 松延 清隆 | 19番 | 松崎 保元 |
| 20番 | 井上 元己 | | | 26番 | 堤 政信 |
| 30番 | 田中 勝之 | | | 36番 | 野中 円三 |
| 38番 | 原 義博 | 40番 | 東 正洋 | 45番 | 森松 利博 |

5. 欠席委員 農業委員(2名)
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 5番 | 小川 哲郎 | 9番 | 中島 秀徳 |
|----|-------|----|-------|

6. 欠席委員 最適化推進委員(3名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 13番 | 中嶋 壽敏 | 24番 | 田形 隆徳 | 32番 | 野中 敏成 |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|

7. 議事日程

- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

議案第17号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の
 任免について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
 議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
 報告第6号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第22号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について
 議案第23号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 田中 克彦 中嶋
 隆裕 上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部
 支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。昼間は暖かく晴々とした天気ではありますが、今日山間地で特に寒の戻りが激しくて、霜が下りていました。お茶等への被害が出たのではなかろうかと農作物への被害を大変心配しております。今日は皆様方も仕事でお疲れの中、令和4年第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員22名、
 農地利用最適化推進委員12名であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番角

	<p>秀次委員、7番馬場康浩委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>議 長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p> <p>議 長 事務局朗読のとおり、報告2件・議案7件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p> <p>議 長 議案第17号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第17号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。令和4年3月31日付で出雲政男外2名を、4月1日付で近藤理和外2名を免じております。2ページをお願いいたします。令和4年4月1日付で加藤邦博外8名を任命しております。以上でございます。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>議 長 異議がありませんので原案のとおり決定しました。 ここで議事を一時中断しまして、新しく事務を担当する職員の方々は就任の挨拶をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(任免職員の挨拶)</p>
--	---

事務局	<p>なお本日欠席している職員につきましては、公務の都合上、欠席しておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上で職員の挨拶を終わります。</p>
議長	<p>議事に戻ります。3ページお願いします。</p> <p>報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては18件あります。解約のあった土地46筆のうち、田17筆、畑29筆、合計面積38,365㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>10ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の遠方による耕作困難と譲受人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の耕作不便と譲受人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番、5番については令和4年2月の総会で競売にかかる不動産買受適格証明に関する審議を頂いた案件となります。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人が経営拡大のために取得されるものです。本案件は、福岡地方裁判所八女支部が行った競売案件で、令和2月8日に開催した第2回農業委員会総会で買受適格証明の交付及び農地法第3条について審議していただき、異議がありませんでしたので、同日、不動産買受適格証明書を交付いたしました。その後、譲受人より買受人となった旨の報告があり、2月9日付で農地法第3条許可書を交付いたしましたので、ここで報告いた

議 長	<p>します。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。事務局の説明のとおり、買受人が定まりましたので報告いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。（議案書朗読）譲受人が経営拡大のために取得されるものです。本案件も4番と同じく、福岡地方裁判所八女支部が行った競売案件です。第2回農業委員会総会で審議していただき、不動産買受適格証明書を交付いたしました。その後、譲受人より買受人となった旨の報告があり、2月9日付で農地法第3条許可書を交付いたしましたので、報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。事務局の説明のとおり、買受人が定まりましたので報告いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止、 譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮 小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明をさせていただきます。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	13番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人が相続されましたが、遠方のため農業をなされないとのことで、隣接に農地をお持ちの譲受人へ所有権移転贈与の申請をなされるものです。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の子への贈与と譲受人へ、親から受贈ということでの所有権移転贈与の申請でございます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人が星野小学校へ学校農園として活用されるよう、八女市に寄付をされるということでの所有権移転贈与の申請でございます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。
事務局	16番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いいたします。
議 長	議案第19号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が7件ございます。 番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人である法人へ売買により所有権移転されるものです。 農地の権利を取得することのできる法人のことを「農地所有適格法人」といい、農地法に定義をされております。譲受人である法人は平成12年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされてあります。農地所有適格法人の要件であります法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4点については毎年報告書にて確認をしており、それぞれの要件を満たしていることをご報告いたします。 番号2番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人である法人へ売買により所有権移転されるものです。

	<p>番号3番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号6番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号7番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>17ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第6号、農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明いたします。申請地の場所は、西日本短期大学付属高等学校を200m程北へ進んだ農地になります。(議案書朗読)</p> <p>1,777㎡の内9.35㎡をU字側溝へ変更して利用される計画であります。隣接する農地の同意はあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。質疑にとどめ、審議を終わります。</p> <p>18ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市鵜池にあります岡山小学校より北へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で公共施設・公益的施設が整備された区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を申請人が貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>3月28日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側の河川に排水される計画です。申請者より転用許可申請書に顛末書を添付されております。申請地の一部に砂利敷きで軽自動車等が数台駐車されておりました。以下、顛末書を読み上げます。</p> <p>「この度申請しております土地は既に一部を駐車場として利用しています。この土地は4年程前に亡き父から相続した土地で、私が相続した際には既に現在のような状態でした。近頃は大雨も度々発生し、山ノ井川の水が氾濫し、浸水してしまう状況です。今回、このような状況を解消するため護岸工事を行おうと調査したところ、農地になっていることが分かり、農地法の実施がなされていないことが判明しました。亡き父の頃とはいえ、許可を受ける必要があると知らずに駐車場として整地してしまい、申し訳ございませんでした。今後、このようなことが無いよう注意しますので、善処くださいますようお願いいたします。」以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は立花町下辺春にあります百田公民館の隣に位置する農地になります。農地の区分は、住宅の用</p>

	<p>もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連坦しているということで、第3種農地と判断いたします。（議案書朗読）この土地を申請人が駐車場用地とする計画です。隣接する農地はないため、同意は不要となっております。水利の承諾はとれております。こちらは申請人の認識不足により、既に駐車場用地として転用がなされておりました。今回、顛末書を提出されましたので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「申請地については、平成30年3月に売買で取得しましたが、令和3年1月頃に私が転用許可が必要という認識が抜けており、無断で砂利を敷き、農地の形を崩してしまいました。今後はこのようなことが無いよう十分に注意致しますので、申請を許可くださいますようお願いいたします。」</p> <p>3月25日に現地調査を行った結果、雨水はもともとあった北側の側溝へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>19ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市納楚にあります国道442号線寺田交差点より南へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地2区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>

議 長	<p>3月28日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、国道442号線寺田交差点より西へ200m程進んだ農地です。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地2棟11戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>3月28日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

事務局	<p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>3番についてご説明いたします。申請地は国道442号線寺田交差点より西へ200m程進んだ農地です。農地の区分は第3種農地と判断します内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地9区画として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>3月28日に現地確認担当農業委員、推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 12番	<p>よろしいですか。申請番号2番と3番の譲受人である法人は、住所は一緒になっておりますが、代表取締役がそれぞれ異なっていて別々の会社ということによろしいですか。</p>
事務局	<p>2番と3番の会社については別々に定款・登記されてありまして、それぞれ別々の法人になっております。</p>
議 長	<p>よろしいですね。他にございませんか。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市平にあります八幡保育所に西側に市道を挟んで接しております農地です。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、貸戸建住宅用地8戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>3月28日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に北側側溝へ排水される計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は、八女市鶴池にあります旧国道442号線の鶴池交差点より県道唐尾広川線を南へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で公共施設・公益的施設が整備された区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地2戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>3月28日に現地確認担当農業委員・推進委員および事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。申請地の場所は、黒木地区にありますホームセンターナフコから400m程北側の農地になります。農地の区分は、八女市役所黒木支所から概ね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から購入され、専用住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。</p> <p>3月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、西側の道路側溝へ排水される計画で、排水に関して特段問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。申請地の場所は、黒木町木屋地区の国道442号線沿いにあります旧木屋小学校の南側の農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当</p>

	<p>しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から購入され、譲受人のご自宅及び農地への進入道路用地として利用するための申請です。水利委員の承諾及び隣接する農地の承諾もあります。</p> <p>3月28日に現地調査を行った結果、雨水は西側水路への自然流下で、排水に関して特段問題ないと確認いたしております。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第22号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利を取得しようとする者は取得後の耕作面積の合計が、都道府県については50aに達しない場合は許可することができないと定められています。しかし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、別段の面積を定めたときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになっております。また、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」により農業委員会は毎年下限面積の設定を公表することとされていることから審議をお願いするものです。</p> <p>これによりまして、（1）特定の区域に限定した設定は八女市内全域を対象としまして、農地法施行規則第17条第1項第3号の別段面積の基準である八女市の農家全体の概ね4割は経営面積が40a未満であること、また、長年広く定着してきていることから変更は行わず、引き続き40aに設定したいと考えております。</p>

	<p>また、（２）空き家に付属した農地に限定した設定は1 a に設定したいと考えます。こちらは空き家バンクに登録された空き家に付属した農地を利用した新規就農や定住の促進を図る観点から定めるものでございます。こちらは、1 a といたしておりますが、1 a に満たない農地も1 a と読み替えて取得可能といたしております。以上で説明を終わります、審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 22 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第23号、農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。行政手続法第6条において、行政庁は申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努めることとされております。</p> <p>また、農林水産省経営局長通知の「農地法関係事務処理要領」において、農業委員会が行う農地法第3条許可事務については、標準的な事務処理期間は4週間とするとされていることから、それに合わせて八女市農業委員会においても同様に4週間にあたる28日を標準処理期間に設定したいと提案するものでございます。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 2時52分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月5日</p> <p style="text-align: center;">議 長 月 足 靖 彦</p> <p style="text-align: center;">6 番 角 秀 次</p> <p style="text-align: center;">7 番 馬 場 康 浩</p>